

取 扱 基 準

名 称	児童生徒通学助成費補助金
補助区分	運営費補助■ 事業費補助□
補助金の概要	市内旧白根、旧巻及び長浦地区に住所を有し、学校統合等により通学距離が遠距離である児童・生徒の保護者に対し、保護者負担の軽減を図るため、その通学に要する費用の一部を補助する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	旧白根地区 対象児童・生徒数 50名 旧巻地区 対象児童・生徒数 154名 長浦地区 対象生徒数 25名
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	遠距離児童・生徒通学費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	2,120,000円 [旧白根地区] (対 象) 通学距離片道小学校4km以上中学校6km以上の児童生徒の保護者 (補助率) 学校統合の場合1日の交通費45% (統合によらない場合30%) [旧巻地区] (対 象) 遠距離地区の児童生徒 (補助率) 荒天時や冬季の通学に係るバス運行等の経費 [長浦地区] (対 象) 遠距離地区の児童生徒 (補助率) 積雪等のある間における公共交通機関の通学定期券の購入費の1/2 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和6年4月1日
評価の時期	令和8年9月30日
終 期	令和9年3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] (個人情報保護のため公表しておりません。) [媒体]
担当部署	新潟市教育委員会 学校支援課 庶務係 電 話 025-226-3257 e-mail gakko@city.niigata.lg.jp